

公選法の解釈運用を徹底し公明かつ適正な選挙を守るため条例制定を検討

東京都知事選(7/7執行)

- 利益を得る目的で選挙運動の公営制度を濫用する事例が起こった。その1つとして、選挙運動と無関係のポスターが掲示板を埋め、その掲示スペースを他者へ流用させることから経済的利益を得ることが公然と行われた。

⇒民主主義や地方自治の信認を脅かす事態

東京都第15区衆院補選(4/28執行)

- 選挙運動の自由が妨害される事態に対し、選挙運動期間中に妨害を停止させるに至らず。

⇒選挙運動の自由が脅かされた

公職選挙法

候補者は、「選挙運動のために使用するポスター」に限り、ポスター掲示場に各1枚のみ掲示することができる

(第百四十四条の二)

公職の候補者は、ポスター掲示場に、選挙運動ポスター（143条第5号）をそれぞれ一枚を掲示することができる。

(最高裁昭和52年2月24日第一小法廷判決等の判例)

「選挙運動」とは、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもつて、直接又は間接に必要なかつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいう。

選挙運動用ポスターでないものをポスター掲示場に貼ることは、法的に認められていない

貼ることができる者は公職の候補者に限られ、それ以外は認められていない
掲示場に貼れるのは1枚のみで、それ以外は認められていない

- 選挙管理委員会は、公選法に則り営利目的での掲示場使用は認められないと明確に警告し、公選法やポスター掲示場の管理権に基づき、ポスターの撤去を求めるなど適切に対応すべき
- 公選法第225条の選挙の自由妨害罪の適切な適用を含め、現行の公選法の解釈運用を徹底することで、公明かつ適正な選挙を確保すべき

公明かつ適正な選挙を確保する条例を検討

公職選挙法で営利目的のポスター掲示場利用は認められていないこと等を条例により明確化 + 選管の権限行使の円滑化

- 選挙が選挙人の自由な意思で公明かつ適正に行われることを確保
- 選挙制度を選挙運動以外の営利目的に濫用するなど、公選法の趣旨に反する不適切な行為を禁止
- 所管の選管は、営利目的等により選挙運動のためでないポスターを掲示しようとする者に対し、その掲示を行わないよう求めるとともに、公選法又はポスター掲示場の管理権に基づいて撤去させる
- 選挙運動で経済的利益を得た場合は、選挙運動費用収支報告書等で公表
- 関係機関は、選挙の自由妨害などの急迫不正の侵害行為が行われているときは、速やかに公選法等の法令や迷惑防止条例等の規定に基づき対処

明日、オンライン投票立会実施

江府町長選挙の期日前投票にて
オンライン投票立会が実施されます

7/19(金)
8:30~20:00

場所

- ・ オンライン立会人の執務場所 **江府町役場防災会議室**
- ・ 期日前投票所 **江府町防災・情報センター**